

市第 122 号議案

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年 6 月横浜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを含むものとする。

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市職員の自己啓発等休業に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（大学等課程の履修のための休業の対象となる教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

（第1号省略）

- (2) 学校教育法 第104条第7項第2号
第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

（第3号及び第4号省略）